

平成 29 年 3 月 定例 教育 委員会

日 時 平成 29 年 3 月 18 日 (土)
午前 9 時 00 分～

○中島委員長

ただいまから、平成 29 年 3 月 定例 教育 委員会を開催します。よろしくお願ひします。それでは、教育 総務 課長から日程 説明をお願ひします。

1 日程 説明

○林教育 総務 課長

本日は、議案 15 件、報告 事項 20 件、計 35 件となっております。ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

2 一般 報告 及び 議案 の 概要 説明

○中島委員長

教育 長から一般 報告をお願ひします。

○山本教育 長

まずは一般 報告をさせていただきます。今月は議会が開会されており、行事はあまり多くはありませんでした。

2 月 16 日に教育 審議 会が開催されました。新しい審議 会委員を任命してから最初の審議 会でしたので、報告を中心に実施しましたが、コミュニティスクールの取り組み、県立高校の魅力化、美術館の基本構想などの検討状況等について、それぞれ意見をいただきました。詳細については配布しております報告 事項ケに記載しておりますので、参照いただきたいと思います。

20 日には、本年度 3 回目の鳥取県いじめ問題対策連絡協議会の開催があり、教育 次長が出席しました。協議会の中で、いじめの早期発見に向け、定期的、継続的に無記名でのアンケートを取るような方向を新たに打ち出すべく、今後、独自の様式の作成なども含めて検討を進めるといふことが決定されております。詳細の内容については報告 事項カにおいて説明させていただきます。

2 月 21 日、27 日、3 月 3 日の 3 回にわたり、臨時教育 委員会を開催し、美術館整備基本構想の策定について集中的に審議し、とりまとめていただきました。ありがとうございました。策定した基本構想は、3 月 6 日に中島委員長から平井知事へ報告していただいたところですが、平井知事はその報告を受け、翌 7 日の県議会で、知事として、この基本構想を起点として整備を始めることについて県議会の理解と協力を求めるご発言をなさいました。

2 月議会が 22 日から開会しており、現在も継続中ですが、各議員からの質問は概ね終了しております。17 人の議員から教育についての質問があり、そのうち 7 人が美術館に関する質問をされました。その内容等については、別紙で議会の議事録の速報を添付しておりますので、そちらをご参照いただきたいと思います。一般報告につきましては以上です。

続いて、議案について概要を説明させていただきます。議案第1号から第6号は、平成28年度末の、教育委員会事務局に勤務する課長級以上の職員及び学校現場に勤務する管理職に関する人事異動についての議案です。

議案第7号及び8号は、鳥取県教育委員会の附属機関の委員の任命に関する議案で、教育審議会委員及び教科用図書選定審議会委員の任命をしようとするものです。

議案第9号から議案第16号は、平成29年4月の組織改正に伴う関係規則の改正、教育職員免許法施行規則の改正に伴う規則改正等、年度内に改正が必要となる各種規定についての改正を行うものです。

議案第17号は、平成29年度アクションプランについてのもので、鳥取県の教育振興基本計画に基づき、平成29年度に県教育委員会等が実施する各種施策、事業を体系的に整理し、PDCAサイクルを回しながら取り組みを進めていくための計画として策定しようとするものです。

議案第18号は、文化財の県指定を行うもので、文化財保護審議会からの答申に基づき、八頭町の福本70号墳出土遺物等、計6件について文化財の指定を行おうとするものです。

よろしくご審議の程、お願い申し上げます。

3 議 事

(1) 議 案

○中島委員長

では、議題に移ります。本日の署名委員は坂本委員と佐伯委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

議案の1号から8号及び報告事項アからエまでは人事に関する案件ですので、非公開で行うこととしたいですが、よろしいでしょうか。（賛同の声）。

それではそのように取扱うことに決定します。関係課長以外は退席をお願いします。

【非公開】

議案第1号 教育委員会事務局人事（課長級以上）について

議案第2号 市町村（学校組合）立学校長人事について

議案第3号 （欠番）

議案第4号 県立特別支援学校事務長等（課長相当職）人事について

議案第5号 県立高等学校長人事について

議案第6号 県立高等学校事務長等（課長相当職）人事について

議案第7号 鳥取県教育審議会委員兼鳥取県社会教育委員の任命について

議案第8号 平成29年度鳥取県教科用図書選定審議会委員の任命について

報告事項ア 教育委員会事務局人事について

報告事項イ 市町村（学校組合）立学校教職員人事について

報告事項ウ 県立特別支援学校教職員人事について

報告事項エ 県立高等学校教職員人事について

【公開】

議案第9号 鳥取県教育委員会事務処理権限規程の一部改正について

○林教育総務課長

議案第9号、鳥取県教育委員会事務処理権限規程の一部改正について、説明します。新たに教育委員会事務局に教育人材開発課を設置することに伴い、教育総務課、小中学校課、特別支援教育課、高等学校課で所管していた業務の一部を教育人材開発課の業務とする改正を行うものです。また、その他にも関連法令の改正に対応した所要の改正を行うものです。具体的な内容については新旧対照表で記載をしておりますので、ご覧いただきたいと思います。

議案第10号 平成29年4月の組織改正に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則の新設について

○林教育総務課長

議案第10号、平成29年4月の組織改正に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則の新設について、説明します。教育委員会事務局の組織改正等に伴って教育委員会規則の何点かを一括して改正するものです。

鳥取県教育委員会事務局等組織規則について、新たに教育人材開発課を設置することに伴い、組織に教育人材開発課を加えて事務分担等を規定するものです。また、附属機関について学校関係者評価委員会の位置づけを整理したことに伴う所要の改正を行うものです。

教育委員会事務局の職員の職の設置等に関する規則について、教育人材開発課が設置されたことに伴い、新たに教育人材開発主査を配置できるようにするべく、事務職員をもって充てる職に教育人材開発主査の職を追加するものです。

鳥取県立学物館の管理運営に関する規則について、博物館内に内部組織として美術館整備準備室を設置することに伴い、それに伴う分掌事務の整備等、所要の改正を行うものです。

教育長に対する事務の委任等に関する規則について、昨年度から県立学校で使用する教科書の選定方針につきましては教育委員会に議案を提出しておりましたが、今後も教科書の選定方針の議決は教育委員会での議案事項とするということを明確にするために、教育長に委任されない事務の中に県立学校における使用教科書の選定方針に関することを追加するものです。

日本の国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規則について、公権力の行使に関するもの等についての職を指定する必要がありますが、いじめ・不登校総合対策センターに新たに次長の職を設置することに伴い、任用することができない職に追加するものです。

鳥取員教員の指導改善研修の実施等に関する規則について、教育公務員特例法の一部改正に伴い、規定中で引用する条項を改正するものです。

それぞれ新旧対照表に記載をしておりますので、ご覧いただきたいと思います。

なお、本日の議決は県議会で関連議案が可決されることを前提として行うもので、最終的には関連議案が可決された場合に有効となるものです。

議案第11号 鳥取県教育委員会職員安全衛生管理規程の一部改正について

○林教育総務課長

議案第11号、鳥取県教育委員会職員安全衛生管理規程の一部改正について、説明します。平成27年12月に労働安全衛生法の一部改正が施行され、ストレスチェックテストを行うことになっており、平成28年度もストレスチェックテスト、それに伴う面談等も実施しているところです。昨年度の段階でストレスチェックの実施を明記する必要があったのですがそれをしておらず、今後も継続して実施すべく、規程を改正するものです。以上です。

○中島委員長

議案第9号について、教育次長等が専決権者となる事務が増えたのは、どういう流れからそうなったのでしょうか。

○林教育総務課長

昨年度から専決を行う区分として教育長と課長等の間に教育次長等を加えて細分化しており、教育長が特別職となる中で、ある程度事務的に処理できるものは教育次長等で専決することとしているものです。

○中島委員長

議案第11号の新旧対照表に記載してある「法」は、どの法のことなのでしょうか。

○林教育総務課長

労働安全衛生法です。職員安全衛生管理規程の第1条の趣旨の中で、規程の中では労働安全衛生法を「法」ということと定義しております。

○中島委員長

議案第9号、議案第10号、議案第11号についても、原案のとおり決定するというところでよろしいでしょうか。（賛同の声）。それでは、原案のとおり決定いたします。

議案第12号 鳥取県教育職員の免許状の授与等に関する規則の一部改正について

○小林小中学校課長

議案第12号、鳥取県教育職員の免許状の授与等に関する規則の一部改正について説明します。教育職員免許法施行規則の一部改正を受け、授与を受ける教育職員免許状に関連のある学校における在職年数に応じて、当該免許状の授与を受けるために必要となる単位を習得したものとみなすというのですが、例えば小学校の免許状を持っている教員について、幼稚園、中学校といった、持っている免許状の学校種と接している学校種の免許状を取得する際の単位が、その学校種での経験年数によって軽減されるというものです。小学校の教員が大学在学中に取らなかった中学校二種の免許状を取りたいときに、これまでは小学校での勤務経験に加え、通信教育等で6～14単位の取得が必要だったのですが、この改正により、今後は臨時免許状等により中学校で勤務経験を重ねたら、通信教育等で取得すべき単位が1年の勤務で3単位軽減されることとなり、中学校二種の免許状を取りやすくなるというものです。義務教育学校が制度化され、義務教育学校の先生は小学校と中学校の両方の免許状を持っている必要がある中で、両方の免許の取得を促進したいという背景があるようです。平成28年度には鳥取県では別の校種の免許を取った方は1名しかいませんでしたが、今回の改正で取りやすくなっていくのではないかと考えています。

具体的な改正内容は新旧対照表に記載の通りですが、第23条の第5項と別表第5を改定するものです。他にも特別免許状に係る教育職員検定の出願手続きについての改定や、規定中で引用する法律の条項の改定、その他所要の規定の整備を実施したいと考えております。以上です。

○中島委員長

これは、法律の改正に伴い、県の規則が変わるということですね。改正の目的からすると、現場の先生に規則が変わったということが伝わらなければ意味がないと思いますので、分かりやすい周知をするようにしてください。

○小林小中学校課長

義務教育学校に勤務されるかどうかに関わらず、周辺の校種の免許を持つことはその学校の教育にプラスになることだと思いますので、対象となる教員に対してしっかりと周知していきたいと思います。

○中島委員

現実的には、この改正で免許状の取得の難易度は低くなるのでしょうか。

○小林小中学校課長

勤務年数により取得が必要な単位が減りますので、免許状の取得はしやすくなると思います。ですが、通信教育で取らなければいけない単位数は最大で半分になるもので、0になるわけではないです。

○中島委員長

これにより、今までの職務経験が自動的に反映され、気が付いたら必要な単位数が減っているという教員が多数出てくるということでしょうか。また、その経験年数はいつの分からの換算になるのでしょうか。

○小林小中学校課長

今回の改正は、免許を持っていない校種での勤務が単位数の軽減の条件です。実際には臨時免許状によって別の校種で勤務するという事は多くないので、そういったケースは多くないです。経験年数は、改正以降の年数がカウントされます。

○鱸委員

将来的には、義務教育としての一貫しての教育体制に向かっていくという方向なのでしょうか。

○小林小中学校課長

一貫した教育という視点を持って小学校、中学校での教育をしていくべきだということという大きな方向性はあります。

○山本教育長

今回の改正は、義務教育学校という制度が新たにできた中、本来は義務教育学校に勤める教員は、小学校と中学校の両方の免許を持ってないといけないのですが、今すぐには両方の免許を持

っていない教員もかなりいますので、免許取得の要件を緩和することで、両方の免許を取りやすくするということが一番の背景にあるのだと思います。

○中島委員長

これは、義務教育学校に勤務する人について、小学校の教諭免許を持っている教員が、臨時免許状により中学校で教えることで、結果的に必要な単位数が減る、という具体的な事案も見据えての改定ということですね。

議案第12号についても、議案のとおり決定といたします。

議案第13号 鳥取県立学校管理規則の一部改正について

○足立参事監兼特別支援教育課長

議案第13号、鳥取県立学校管理規則の一部改正について説明します。これは、鳥取養護学校に学校看護師長を置いていたのですが、今回の異動により学校看護師長を置かなくなることに伴って規則を改正するものです。具体的には、規則の中の学校看護師長という記載を学校看護主幹という記載に変えて、今後は学校看護主幹以下の職を置くことができるようにするものです。なお、現在、鳥取養護学校には常勤の学校看護主任が1月から勤めておりまして、4月以降、現在の看護師長の業務を引き継ぐこととなっております。

○中島委員長

することができる、という規定なのでそのままでも問題が無い気もするのですが、学校看護師長は記載しない方がいいということですね。

○山本教育長

説明が難しい部分もあるのですが、学校管理規則では、色々な職種の方が学校で働いている中でそれぞれの職についての配置を決めております。例えば事務職では管理職は必要だという判断から課長級の事務職の配置をできることとしておりますが、看護職については、本来は管理職の配置までは必要ないという判断があり、管理職を配置することができるとはしていませんでした。今般の人事配置上、どうしても課長級の学校看護師長の配置が必要だったことから配置できることとしておりましたが、その方が異動されることに伴い、規定も本来の形に戻すということですね。

○鱸委員

特別支援学校の医療的なニーズに対しての体制を整えるためには、学校に対しても意見を言える、然るべき立場の職員の配置が必要だと考えていましたが、今回の学校看護師長の配置や体制の整備の動きによって学校の中の体制が整ってきて、看護職の主任も決まり、個別の判断で対応でき、それを学校長に報告、意見具申ができるといった現在の状況に鑑みると、管理職の配置を必要ないという判断も問題無いと思います。

○中島委員長

規定から記載を外すということは、今後は学校看護師長という職は作らないという意思表示になると思うのですが、それで大丈夫だということですね。

それでは、議案第13号についても、原案どおり決定とします。

議案第14号 (欠番)

議案第15号 (欠番)

議案第16号 鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例に基づき個人番号を利用する事務を定める規則の一部改正について

○岸根人権教育課長

議案第16号について、説明します。鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例に基づき個人番号を利用する事務を定める規則の一部改正について、議決を求めるものです。規則に第4条を加え、個人番号を利用する事務に鳥取県育英奨学資金の貸与に関する事務を加えるというものです。

改めて全体の流れを説明しますと、個人番号を利用する事務について、マイナンバー法での中で限定列挙されている事務はその法律を根拠に実施できるのですが、地方公共団体で限定列挙されていない事務に個人番号を利用するためには、条例で定める必要があり、その条例の中で、規則で定めるものとした場合には規則で定める必要がある、というもので、その規則が今回改正するものにあたります。条例には、「鳥取県育英奨学資金の貸与に関する事務であって教育委員会規則で定めるもの」と記載されますので、その事務を規則で定めます。追加する事務の具体的な内容は、鳥取県育英資金に関する事務と返還猶予に関する事務です。

昨年既に個人番号を利用する事務を定める規則を新設したにも関わらず、今回のタイミングで奨学金関係の業務を追加することとなった理由ですが、昨年の時点では、まだ日本学生支援機構の奨学金関係の業務に個人番号が使えるということが国の個人情報保護委員会で認められておらず、それが今般認められたという経緯があるからです。奨学金関連の事務の他にも、福祉保健関係の事務等、いくつかの業務で個人番号を利用することが認められ、条例が改正されております。

資料の下部に記載しておりますが、条例の改正は現在議案として県議会に出ており、その可決があった場合にこの規則の改正も効力を有することとなります。その後、国の個人情報保護委員会に届け出をすることで、事務に個人番号を利用できることとなります。

○中島委員長

よろしいでしょうか。(賛同の声)。では、議案第16号も、原案のとおり決定とします。

議案第17号 平成29年度アクションプランについて

○住友教育総務課参事

議案第17号は、平成29年度のアクションプランについて議決を求めるものです。アクションプランは、県の教育振興基本計画を実施するために毎年度定めているもので、教育振興基本計画の柱に沿って来年度実施する事業の事業名や各事業内容について記載しているものです。これらの事業について、取組状況、数値目標等を勘案して達成度を評価することとしており、事業による成果や今後の課題も明らかにすることとしております。

冊子を添付しておりますので、それに沿って説明させていただきますが、全ての事業を説明しきれないので、いくつかをかいつまんて説明させていただきます。11頁をご覧ください。美術

館・博物館等ネットワーク強化推進事業、鳥取県立美術館整備推進事業を実施します。県内の美術館、博物館等における具体的な協力連携展開の計画づくりや、各館の歴史民俗資料の保存活用機能向上させる取り組みを支援するという事業、美術館について基本構想に基づいて基本計画を作成し、PFI導入可能性も検討していくというものです。また、11頁の下部に記載しておりますが、幼児教育関係で幼児教育充実活性化事業を実施し、来年度、バーチャルなものですが、幼児教育センターを小中学校課内に設置し、幼稚園、保育所、認定こども園の教職員の指導力の向上、小学校との連携に向けた取り組みを強化していくこととしています。

13頁をご覧ください。基礎学力の確実な定着とさらなる伸長のために、学力向上を支える基盤づくり支援事業を実施し、各学校での学力向上を支える基盤づくりの再構築に向け、冊子を作成して共通実践化を図るとか、とりっこドリルの活用促進を図る取り組みをすることとしています。また、コミュニティスクール導入事業を実施し、市町村の小中学校でのコミュニティスクール導入促進について県も支援をしていくこととしています。

14頁をご覧ください。小学校英語のパワーアップ事業を実施し、学習指導要領改訂に伴って小学校での英語の教科化が進められることに対応するべく、来年度は県内小学校5校をモデル校に指定し、そこにALTを1名ずつ配置し、担当教諭とともに指導計画の作成や教材開発等を行って、全県普及させていくという取り組みをすることとしています。

24頁をご覧ください。不登校ゼロへの取組の中で、不登校生徒等訪問支援、居場所づくり事業を実施し、義務教育修了後、仕事もしておらず高校にも行っていない生徒や、高校を中退して何もしていない生徒等に対し、アウトリーチで支援するべく、新たに中・西部に教育支援センターを設置する取り組みを行うこととしています。

27頁をご覧ください。学校体育の充実に向け、高等学校運動部活動指導員の配置を実施し、教員の多忙感解消や部活動の充実を図るために、来年度、モデルとして高校に運動部活動指導員を6名配置しようと考えております。

33頁をご覧ください。公立学校の耐震化対策推進の中で学校避難所環境整備事業を実施します。昨年中部地震が起きたことに伴い、避難所に指定される学校の体育館のトイレの洋式化・多目的化、無線LAN環境の整備等について、県立学校で整備を行うとともに、市町村立の学校の整備の補助を行うというものです。

このアクションプランは、本日教育委員会で議決していただいた後、事業に予算が絡むことから県議会での予算の議決をもって効力を発するものです。その後、県内のすべての市町村教委、学校、PTA関係者等に周知するとともに、県教委ホームページでも公開することとしております。説明は以上です。

○中島委員長

これまで議論していることが、事業として記載されてアクションプランになっているものだと思いますが、内容について質問等がありますでしょうか。

○鱸委員

重点事業となっているのは、どういう観点から選ばれているのでしょうか。来年度から新たに実施するものであるとか、お金がかかるものであるとか、そういう観点はあるのでしょうか。

○住友教育総務課参事

各課の判断で選んでいるものですが、新規事業、新規で無くても重点的に取り組みたい事業を中心に重点事業としております。加えて、教育に関する大綱に関連する事業も重点事業としております。逆に毎年度実施している基本的な事業は重点事業とはしておりません。

○坂本委員

三徳山調査活用推進事業が43ページに記載されているのですが、来年度の大山の開山1300年に関連した事業は取り上げないのでしょうか。

○田中次長

大山の開山1300年の関連事業は、鳥取県の西部総合事務所が実行委員会の事務局として大きな予算を取って動かしており、教育委員会としては文化財課が専門的な視点で側面支援をするという形で取り組みます。

○中島委員長

毎年こうしてアクションプランとして示していただく中、全体としては教育委員会の事業を網羅しており、一つ一つの事業はすばらしいと思うのですが、非常にたくさんありますので、これをどう具体的にアクションに結びつけるのか、メリハリをつけながら実施していくのかということについて、教育委員と各課でコミュニケーションをとって意識の共有を深める機会があればいいのではないかと思います。今までの方法で特に問題があるというわけでは無いのですが、問題意識等も共有しながら活かしていけるようになれば更にいいと思いますので。

○山本教育長

新年度に各課が重点的に取り組もうとしている事業について、それぞれ委員の皆さんと各課で協議し、今年度の進め方等について話をさせていただく機会を設けるようにさせていただきたいと思います。その中で議論したものについて、年度途中にも進捗も気にしていただきながら、事業を進めていくというやり方にさせていただけたらと思います。

○佐伯委員

小学校英語パワーアップ事業の中で、モデル校で小学校の英語の学習の指導計画等について検討されるとのことですが、その英語の学習の時間の確保についてはどこで考えることになるのでしょうか。教育課程が年間35時間増える事に対し、学校現場はどうするか色々と試行錯誤をしているところだと思うのですが。

○足羽参事監兼高等学校課長

英語の学習の指導計画等については、英語教育推進室が中心になって進めており、ALTを配置するだけでなく、配置した後で英語の授業をどう進めていくかということについても検討していきたいと考えています。時間の設定についても、各市町村の教育委員会で考えることになるのですが、それに対してモデルを提示できるようにするべく、検討や事例の積み重ねをしていきたいと考えています。

○佐伯委員

英語の授業だけの問題ではないのですが、小学校の授業時間は1000時間を超えて中学校と同じくらいの時間数がある中、小学校の子どもが心身ともに健全に学校生活を送るためにはどうすればいいのか、考える必要があると思います。午前中に5校時まで授業を実施する小学校があり、感触がいいという話を聞いたことがあるのですが、教育課程は市町村教育委員会で考えることかもしれないけれども、県としてリーダーシップを発揮し、取り組み事例やその効果を示すようなことも大事だと思います。

○山本教育長

おっしゃるとおり、授業時間を捻出するために各学校で色々な取り組みをしています。夏休みを短くし、その分普段の授業をしている学校もありますし、英語授業について、モジュール授業といい、1日に15分の授業を隔日に実施して週に3日で45分を確保するという学校もあります。他にも掃除を毎日するのではなく週何回かに分けることで時間を捻出する例もあるようで、そこまでしないとイケない状況で、本当に大変な状況です。

○佐伯委員

子どもにとって遊びはとても大事なことで、小学校では業間の休憩時間も長く取ってたくさん遊ぶようにしているのだと思いますが、そういう時間も削っていかないとイケない状況になると、とても厳しいと思います。これは鳥取県だけの問題ではないと思いますが、せつかくなので県としてしっかりと考えていきたいと思っています。

○鱸委員

37頁に記載のある、子どもの体力向上推進プロジェクト事業について、幼稚園、小学校の低学年のころから運動習慣を身につけて、現在二極化の傾向にある子どもの体力、スポーツ感覚を身につけられるようにしようとしているもので、非常にいいことだと思います。NPO法人に委託して実施、とありますが、どのようなNPO法人に委託しているのでしょうか。スポット的に実施するのもいいと思うのですが、こうした動きが長年続き、広がりが出てくるようになることも大事なことだと思いますので、そういうことができるNPO法人に委託し、進捗管理をしていただけたらいいと思います。

○山本教育長

実際には鳥取市内のNPO法人等に委託しております。以前にはガイナレ鳥取が協力してくれたこともありました。その内容も、遊びの王様ランキングとして、各学校で大縄跳びを何回跳べたか登録して競ったりする等、色々と工夫しながら進めているところです。おっしゃっていたことも踏まえながら、引き続き実施していきます。

○中島委員長

21頁に記載の高等学校課のグローバルリーダーズキャンパスについて、細かいことになるのですが、リーダーという文言を使うと、英語というハードルがあることもあって、方向性としては進学校の生徒を集めることになりがちになると思います。例えば英語が苦手でも、工業高校や商業高校の生徒が参加して話をする機会とすればいいのではないかと思います。英語が苦手だったら通訳をつけるというやり方もあると思いますし、スタンフォード大学を相手にしての事業な

ので、難しい部分もあるとは思いますが、色々な生徒が集まって、いわゆるトップクラスの話が聞けるというフレームにできればいいと思います。

○足羽参事監兼高等学校課長

現在、グローバルリーダーズキャンパスに参加している36名の中には専門高校の生徒はいない状況です。英語を駆使するということがあり、参加が難しい部分も確かにあると思いますが、話す内容のテーマを身近なものや興味を持てるものに設定することで、英語にチャレンジしたいと思えるようにする等、工夫しながら進めていきたいと思っています。

○中島委員長

グローバル化が将来的に残しうる負の遺産を考えると、色々な意味での階層の二極化ということがあると思います。現在のフレームは、そちらの方向にアクセルをかけていくものだと思います。例えば、工業高校の生徒が、自分は英語が苦手だけれども、今後、技術を通して鳥取からでも世界とコミュニケーションすることができると思ったり、農業高校の生徒が、鳥取も木材の良さを世界に伝えてくことができると思ったり、そういった可能性を感じてもらう場にするということは、筋が通った話だと思うのです。別に英語ができなくて、話す内容があればチャレンジすればいいのだ、と少しずつでも思えるようになると、鳥取らしく、いいものになるのではないかと思います。

○足羽参事監兼高等学校課長

はい、わかりました。

○中島委員長

アクションプランの内容については本日議決しても、具体的な事業の実際の進め方については、内容も多岐にわたっておりますので、それぞれ専門の分野等について精査いただき、引き続き各課との間で色々と議論しながら進めていくということとしたいと思っています。

アクションプランについては、原案どおり決定ということによろしいでしょうか。（賛同の声）。それでは原案のとおり決定とします。

議案第18号 文化財の県指定について

○片山文化財課長

議案第18号、文化財の県指定について、鳥取県文化財保護審議会へ諮問していた件について、2月20日に開催された審議会で6件を指定すべきと答申がありましたので、県指定するべく、議決をお願いするものです。

1件目は、福本70号墳出土遺物で、昨年6月に諮問したものです。出土品としては、紋様の施された銅製のさじ、双龍環頭大刀という飾りの付いた太刀等があります。それぞれ朝鮮半島や中国との関係を窺い知ることができるもので、大変貴重なものです。特にこのさじについては、逆三角形の柄が着いた形状の出土例というのは国内でもここにしか無いというもので、貴重なものであり、一式を保護文化財に指定しようとするものです。

2件目は、倉吉の大日寺にある木造菩薩形立像です。10世紀ころに作られたものであろうと思われま。大日寺には既に国の重要文化財となった木造一点と県指定となっている木造一点が

あり、これに次ぐ文化財です。かなり虫食いが進んでおり、わかりにくくなっておりますが、跡を見ると少なくとも十一面、最大十七面の多面の観音像だったと推定されております。10世紀当時の特徴が出ているもので非常に貴重なものであり、この度保護文化財に指定しようとするものです。

3件目は、伯州瀧山寺の銘が入った鰐口で、県立博物館に所蔵しているものです。伯州瀧山寺が実際にどこにあったかということはまだ確認できていないのですが、関金の山奥にあった山林寺院だと推定されています。瀧山寺の銘の入ったものは昭和29年に擬宝珠が発見されており、それに次ぐものです。また、鰐口自体も、鑄造年が明らかなものとしては県内で一番古く、状態もいいものです。大山と三徳山の間に関金に、京の影響を受けた山林寺院があったことを推定できるものとして大変貴重であり、保護文化財に指定しようとするものです。

4件目は、霞の要害跡出土梵鐘鑄造関連遺物で、道路工事に伴う日南町での霞の要害跡の発掘調査で出土したものです。梵鐘の鑄型が確認されたのですが、これが安来にある清水寺に現存する梵鐘と同じ原型を使った鑄型であるということが確認でき、清水寺にある梵鐘から時期の特定ができたものです。非常に貴重なものであり、この度保護文化財に指定しようとするものです。

5件目は、大安寺文書です。南部町大安寺に伝わる文書で、昨年7月に諮問したものです。15世紀に改宗された寺院を起源とするもので、毛利方の武将の杉原元盛、吉川家家臣の香川春継らが、それぞれ大安寺の所領を安堵したことが書かれてあります。中世の動きが把握できる資料として貴重なものであり、この度保護文化財に指定しようとするものです。

6件目は、鳥取県の緋関連資料で、倉吉の福井氏が所蔵しておられる資料一式です。資料に写真がありますが、緋や緋を織る機械が3000点以上、整理されて保存されています。特に緋については来歴等まできちんと調べて整理されています。倉吉緋だけでなく、弓浜緋等も集められており、非常に貴重な資料が体系立てて残されているもので、この度有形民俗文化財に指定しようとするものです。

○中島委員長

いずれも審議会に諮問する際に一度ご説明いただき、議決したものであるので、異存は無いと思いますが、質問等がありますでしょうか。

○坂本委員

緋関係資料について、福井氏の持ち物とのことですが、文化財に指定されたら、今後はどこに置かれるのでしょうか。3000点以上の資料があり、無くなったりしないか、心配になります。

○片山文化財課長

福井氏のご自宅に保管してあるもので、指定後も保管はそのまま行いますが、現在も非常に整理して保管されています。文化財に指定された後は、福井氏の意向も伺いながらですが、保管施設に対する防犯、防火設備の補助等の支援を行うことができるようになります。

○中島委員長

よろしいでしょうか。（賛同の声）。それでは、議案第18号について、原案のとおり決定いたします。

(2) 報告事項

○中島委員長

それでは、報告事項に移ります。報告事項オからキについて、まとめて説明をお願いします。

報告事項オ 平成29年度全国学力・学習状況調査の実施について

○小林小中学校課長

報告事項オ、平成29年度全国学力・学習状況調査の実施について説明します。平成29年度に実施の調査について、目的は国が示しているものを転記しておりますが、その中でも、教育に関する継続的な検証改善サイクルの確立に向けてしっかりと取り組んでいきたいと考えております。4月18日に実施が予定されており、教科は国語、算数・数学について実施されます。

鳥取県においては、対象の小学校・中学校・特別支援学校190校全てで実施予定であり、小学校6年生と中学校3年生でそれぞれ約4900名の、合計約9800名が調査対象となっております。また、平成29年度の調査では保護者に対する調査も予定されており、5月8日以降、生徒の調査の対象となった学校から、無作為に抽出されて実施されます。昨年度は実施していない調査となります。

鳥取県独自の抽出分析調査について、今年度も実施していたところですが、いち早く県の傾向を抽出分析し、その結果を各学校や市町村教育委員会等に示すことで継続的な検証、改善を促すきっかけとするために、平成29年度においても実施することとしております。分析結果については、数値的な部分が取り上げられる傾向にあるのですが、学力調査の結果はそのまま先生方の授業の結果の表れだと言えると思いますので、この調査を通して、先生方が日々の授業指導を振り返るための材料となるように、市町村教育委員会の皆さんと協力しながら結果の分析や結果を提供するようにしたいと考えています。

報告事項カ 平成28年度第3回鳥取県いじめ問題対策連絡協議会の概要について

○音田いじめ・不登校対策センター長

報告事項カ、平成28年度第3回鳥取県いじめ問題対策連絡協議会の概要について、報告させていただきます。2月20日に鳥取県教育センターで、各関係機関等の代表の方等に出席いただいて開催しました。毎年3回実施している協議会の3回目の協議会です。

協議会は、第2回に実施したグループ協議の内容の確認から始まり、いじめの認知に関する問題について、認知件数の現状をお伝えしながら、課題解決やより意義のあるいじめ認知に向けた進め方について協議をしました。いじめの認知件数について、認知件数が0件だったという学校の数を経年で並べると、平成26年度の再調査を境に非常に少なくなったのですが、一番最近の調査を行った今年1月末の段階では、小学校では3分の1の学校から、中学校では8校の学校からいじめ認知件数が0件という報告が上がってきております。当然、学校生活が安定していじめの定義に該当するケースが全く無かったということであれば、問題は無いのですが、困り感を持っていたり、友達の関係の中で嫌な思いをしたりしている生徒が見逃されている可能性もありますので、そういった内省的な見方をする必要もあるということについて、毎月の校長会等で各学校にお伝えしているところです。また、大規模校においては認知件数が0ではないものの、認知率が低い傾向にあります。これについては1校1校でどういった対応を行っているのかにつ

いて見ていかない状況がわかりませんので、各教育局や市町村教育委員会と連携しながら状況を確認しているところです。

いじめ防止対策推進法は成立してから3年以内に見直しを実施し、必要な措置を講じるという附則が付いておりますが、一昨日に国からいじめ防止等のための基本的な方針の最終改定案が示されております。2月に実施した第2回の連絡協議会の前にも改定案の情報がありましたので、連絡協議会では情報提供をしており、そのことも認識の上での協議もありました。今後は、この基本的な方針の改訂を受け、更に一層いじめについての定義の明確化や、実際現場での対応の指針についての周知等を行っていきたいと思います。

また、協議会の中で、いじめの早期発見のために困り感のある子どもを早期に見つけるためのアンケートについての議論もありました。現在は学校では、無記名式と記名式のアンケートを併用している学校もあるのですが、多くは記名式アンケートのみの実施であり、今後、無記名式のアンケートを実施するようにして、子どもの状況を定期的に確認し、その結果も見てより注意深く観察していただくという流れを作っていきたいと考えています。

報告事項キ 地域と共に創るとっとり人権教育事業の取組状況（2年目の中間とりまとめ）について

○岸根人権教育課長

報告事項キ、地域と共に創るとっとり人権教育事業の取組状況（2年目の中間とりまとめ）について、説明させていただきます。この事業は、昨年から3年計画で実施しているもので、昨年度末に1年目の状況を報告させていただきましたが、いじめの防止のために学校・家庭・地域で連携して人権教育を行うもので、学校教育と社会教育で連携し、学校で行っている人権教育の取り組みをPTAの皆さんにも理解していただき、地域の人権教育推進員にも参画していただき地域に広めようというものです。今年の2年目の状況について、教育委員さんに現場でご覧いただいたものもありますが、協力校の5校での取り組みについて報告させていただきます。

岩美北小学校においては、社会教育で作成、実施したプログラムをアレンジして学校教育に活用するという形で連携しております。豊かにつながる人間関係づくりとして、携帯電話等のメディアの利用についての課題を学校から頂戴しておりましたので、最初にPTAにおいて研修プログラムを作り、それをアレンジして学校での授業に活かしていました。次年度は、ジグソー法という、グループに分けてそれぞれ違う課題を与え、また一緒にしながら考えていくという手法を用いながら、学校では算数の授業を、PTAでは研修を実施するプログラムを開発することを予定しております。

鳥取西中学校においては、学校教育では昨年度に続いて協同的な学びを通じた仲間づくりの活性化をめざし、PTAでは昨年度に好評だったワールドカフェの手法を用いてのプログラムの作成を行いました。次年度は、PTAでは学校教育で使用した道徳の教材を踏まえたプログラムの作成を行う一方、学校では、PTAで好評だったワールドカフェの手法を活用したプログラムを開発することを予定しております。

上灘小学校においても、PTAで研修のプログラムを先に作成し、学校教育でそれを活用して授業を行うという流れで実施しております。学校教育ではいじめ事案への対応について、お話づくりと通して考え、PTAで学校教育とリンクした内容で、いじめ事案への対応について考えるものでした。次年度は、PTAでは学校の授業プログラムを踏まえて人権研修プログラムを開発

し、学校では人権意識が高まるよう、そのプログラムの内容を充実させていくことを予定しております。

箕蚊屋小学校においても、PTAで先にプログラムを作成し、学校教育でそれをアレンジして活用するという形で連携を図っております。PTAでは資料に写真のあるようなきもちサイコロというものを活用して検討し、学校教育では学級活動、総合的な学習の時間等を活用してこれをカードにしたものを用いて気持ちを考えることを大切に授業を実施しました。次年度は、PTAでは学校の授業プログラムを踏まえて、箕蚊屋小学校PTA人権宣言を作成する予定としており、学校では、引き続き、きもちカードを使った学級活動の授業を実施してプログラムを深めていくことを予定しております。

後藤ヶ丘中学校においては、学校教育では昨年度PTA研修で作成した子どものイライラをテーマにしたプログラムを学校教育に活用して、ストレスと上手な付き合い方を考えるという内容で実施し、PTAでは居場所づくりをテーマとし、「ふつうとは何か」ということをテーマに多様性の尊重等に関するプログラムを作成しました。次年度は、PTAでは学校の人権プログラムを踏まえた研修プログラムを開発し、学校では社会教育で開発したプログラムを活かして仕立て直すことを予定しております。

事業全体の今後の予定としましては、更にプログラムの開発を継続するとともに、様々な機会を捉え、作成委員をファシリテーターとして派遣する等して、協力校以外の学校のPTAの研修にも広げていくようにしたいと考えております。また、来年度が3年計画の3年目になりますので、集大成としてプログラム集を作成して県内への普及を図りたいと考えています。

○中島委員長

報告事項オからキについて、質問等があれば、お願いします。

○佐伯委員

報告事項オの学力・学習状況調査について、保護者に対する調査は、鳥取県内では何校程度を対象とするのでしょうか。

○小林小中学校課長

はっきりと公表はされていませんが、全国での実施規模からすると、鳥取県では、小学校で10校程度、中学校では5校程度になると思います。

○佐伯委員

平成29年度の鳥取県の結果を、過去の鳥取県の結果と比較することはできるのでしょうか。

○小林小中学校課長

過去には平成25年度に実施したのですが、鳥取県の学校だけを抽出したデータはありませんので、鳥取県だけで比較することはできません。

○中島委員長

学力・学習状況調査では、直前に過去問のような問題を解かせて平均点が上がるように対策するようなことが話題になることもありますが、鳥取県でそういうことを実施している学校はあるのでしょうか。

○小林小中学校課長

調べたことはないですが、学校現場のことをよく知っている教育局に聞いてみると、そういうことをしている学校は無いようです。

○山本教育長

過去問自体はいい問題であり、これを使って実力を確認するという作業は非常に大切なことなので、そのことは推奨しています。ただ、それを直前に実施するのが、調査に向けての対策と捉えられることがあり、留意が必要だと思います。例えば5年生の最後の段階で小学校6年生用の問題を実施し、理解度を確認した上で、6年生の途中で再度実施して理解度の伸張を確認することは必要なことだと考えています。普段の授業の中で過去問の中の問題を使って授業をするということもあると思います。

○中島委員長

この学力・学習状況調査は、国の方針として今後取りやめるという話はありませんよね。

○小林小中学校課長

それは聞いておりません。

○山本教育長

逆に、今度は英語の調査も始まるという話もあるところです。平成30年度の調査では3年に1回実施している理科についての調査が実施され、平成31年度には中学校での英語の調査に向けた予備調査が実施されるようです。

○鱸委員

特別支援学校の児童も対象となっているようですが、これは単一学級の児童でしょうか。また、問題は他の小中学校と同じ問題を使っているのでしょうか。

○足立参事監兼特別支援教育課長

はい、そうです。人数はわずかですが、小中学校に準ずる教育課程で学んでいる単一学級の生徒を対象に、同じ問題を使って調査をしています。

○佐伯委員

それぞれの学校で、週に何日か授業時間後に補習をする等、基本的な学力の向上に向けて取り組んでいるという話を聞きますので、どの学校も学力の向上に取り組む意識はあるのだと感じています。

○山本教育長

昨年からはじめたことなのですが、この調査でわかった鳥取県の児童生徒が苦手な部分に関する問題について、あえて高校入試に盛り込み、入試の方針の中に入れてアピールすることで、中学校側に注目をしてもらおうという手法にも取り組んでいるところです。

○中島委員

報告事項力について、大規模小中学校でいじめの認知率が低いということが気になったのですが、やはり規模の大きな学校ではなかなかいじめを認知できないということがあるのでしょうか。

○音田いじめ・不登校対策センター長

認知率で見ますので、どうしても分母の大きな大規模校では率が低くなるということはありません。0件というわけではないので、認知できていないということは無いと思うのですが、その件数について、実際に児童生徒の間の中でうまく解消されているのか、いじめが表に出ていないのか、というところの確認は難しい状況です。

○鱸委員

無記名アンケートの実施は、いじめの早期発見、防止という観点からすると非常に大事なことだと思います。ハインリヒの法則ではないですが、いじめが1件あるとすると、その後ろにいじめに至っていないとも問題になる案件が何件もあると思います。子どもたちが答えるものなので難しいとは思いますが、そういった困っている、つらい、という段階のものを拾い上げられたらいいと思います。また、その一方で扱いには本当に気を付ける必要があると思います。

○音田いじめ・不登校対策センター長

連絡協議会でも意見があったのですが、結局、無記名アンケートといっても、子どもが書くものなので、その確からしさの判断は難しく、学校の体制の中で対応についてしっかりと整理しておき、こういう回答があったらこう対応するということまで整っていないと難しいと思います。ただ回答結果に教員が振り回されるばかりでは負担感が増すだけに終わると思います。

まずは、あくまでも無記名アンケートを実施するのは子どもの内面に教員側が真剣に向き合い、拾おうとしているというところが、しっかり保護者や子どもたちにも伝わっていくことが大事なのではないかと考えています。実際に無記名アンケートの結果から困っている子どもを確定させ、更にそれをいじめている側の子どもを確定させる物的証拠にするような使い方をしてはあまり意味がないと考えているところです。

○鱸委員

このいじめ問題対策連絡協議会の委員の中に幼稚園の関係者は入っていますか。

○音田いじめ・不登校対策センター長

幼稚園の関係者は入っていません。

○鱸委員

ぜひ幼稚園の関係者も入れて、幼稚園関係者の視点も加えるようにしていただきたいと思います。幼稚園の子どもには自分で解決する力、自己判断力がなく、自己肯定感も家庭の環境によって左右される不安定な時期で、このメンタルが成長していく時期にあったことは後々まで尾を引くことが多いです。また、幼稚園の子どもはつらくても自分で言い出すことがなかなかできないので、見逃されてしまうこともあります。まずは認定こども園からでも、入って行って幼稚園での対応についても検討をするようにしてほしいと思います。

○佐伯委員

低学年で執拗にいやがらせをしている子どもがいたことがあり、している方の子どもに話を聞くと、小学校に入る前からずっとだ、という感じでいじめているつもりもなく接しており、されている方の子どもも、逃れようとしている素振りを見せていて、本当は嫌なのではと思うのですが、嫌だとは言い出せていない、ということがありました。入学前での関係に起因しているものなのですが、幼児期からの見守りが大切です。

○山本教育長

協議会メンバーの中に幼稚園関係者にも加わってもらい、そうした部分を含めて協議をできるようにしたいと思います。

○中島委員長

アンケートの取り方についてなのですが、取り方はどのようにするのでしょうか。例えば、教室で単純に配布して書かせるものだと、大半の生徒が簡単に「無い」と書いて終わる中、何か書くと周囲から何か書いているとわかってしまうので、書きづらくなる、ということもあると思います。

○音田いじめ・不登校対策センター長

おっしゃるとおりです。そこで現在の案として、いじめが無いと回答する子ども有ると回答する子どもも、同じ時間で書けるような無記名アンケートを考えております。より細かいことは他で丁寧に相談できる場を設けることとし、そこにつなげるためのアンケートと位置付け、短時間で実施できるアンケートとし、スパンを短くして実施し、子どもたちの変化を見るような形で使っていくことを考えています。他にも連絡協議会の中では、先生もプロなので、無記名アンケートでも教師自身が配って、教師自身が回収すれば、だいたい誰が回答しているかはわかるのではないかという話もありました。そういった実施方法、活用方法について、引き続き検討を進めていきたいと考えています。

○佐伯委員

他県で、子どもはサインを出しており、担任の先生も把握していたけれども学校内で共有できておらず、担任の先生だけで対処しきれなかったという事例がありましたが、このアンケートについても、こういう回答があったらここまで共有する、というような方針を決めておくと思います。

○音田いじめ・不登校対策センター長

活用方法についても整理して、学校に示していこうと思います。

○佐伯委員

報告事項キについて、箕蚊屋小学校の学校での人権学習を見に行っただけですが、K J法での授業に子どもたちがすっかり慣れており、自分たちで学習を進め、出てきた意見の書かれた付箋を班の中でまとめ、考えを作っていくような話し合いを進めており、すごいと思いました。授業内容は、表面的な感情と実際の感情の違い、表情を見ると嫌そうな顔ではないものの、心の中では

嫌だと思っていた、ということについて考える内容でした。そういうことに気付くのはとても大切なことなので、いい学習をしておられると感じました。

○岸根人権教育課長

また、来年もご案内申し上げますので、ぜひ見ていただければと思います。

○中島委員長

残りの報告事項については、時間の都合により本日は取り上げないこととしますが、よろしいでしょうか。では、以上で報告事項は終わりとします。その他、各委員の皆さんから、何かございましたら発言をお願いします。

それでは、本日の定例教育委員会は、これで閉会します。次回は、4月14日でよろしいでしょうか。（賛同の声）。ご起立ください。以上で、本日の日程を終了します。お疲れさまでした。